

豊山町新商品開発チャレンジ補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中、経済活動促進に向けて、事業の発展及び多角化経営を狙い新商品開発に取り組む町内事業者を支援することにより、町内商工業の活性化に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則（平成23年豊山町規則第10号）の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 新商品開発 事業者が、従来にない商品の開発又は既存の商品の改良若しくは改定を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、新商品開発に係る事業とする。

2 補助対象事業は、第5条に規定する補助対象経費が1事業につき50万円以上を要するものとする。

3 次の各号に該当する事業は、補助対象に含まないものとする。

- (1) 商品を仕入れてそのまま販売するもの
- (2) 既存商品を組み合わせて新商品として販売するもの
- (3) 単に商品の周知のみを行うもの
- (4) 新サービス（役務の提供）の開発にかかるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に本社又は事業所を有する中小企業者又は個人事業主
- (2) 第7条に規定する認定申請時の1年前から継続して事業を行っている者
- (3) 第11条第3項に規定する交付決定日において倒産し、又は廃業していない者
- (4) 町税の滞納のない者

- (5) 補助金の対象となる経費について、他の補助金の交付を受けていない者又は受ける予定がない者
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていない者
- (7) 豊山町暴力団排除条例（平成24年豊山町条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの
- (8) 公序良俗に反する事業を行っていない者
- (9) その他町長が不相当と認めた事業者でないもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第1に定める経費（消費税及び地方消費税は含まないものとする。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業あたり50万円を上限とする。

2 開発した新商品を豊山町ふるさと寄附金返礼品として登録する場合の補助金の額は、前項の額に2分の3を乗じた額とする（以下「返礼品登録加算」という。）。

3 補助金の申請は、1事業者につき年度内1回限りとする。

(認定申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、豊山町新商品開発チャレンジ補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長が定める期日までに、町長に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 見積書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類
- (3) 前条第2項に定める返礼品登録加算を適用する場合は、豊山町ふるさと寄附金返礼品の登録に係る誓約書（様式第3号）
- (4) 法人にあつては登記事項証明書の写し又は町内に事業所を有することを証する書類、個人にあつては開業届及び本人確認書類の写し
- (5) 新商品開発に該当することを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要であると認める書類

(認定通知)

第8条 町長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の認定の可否について決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の認定の可否を決定するときは、第9条に規定する豊山町新商品開発チャレンジ認定審査会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、第1項の規定により、補助金の認定の可否を決定したときは、豊山町新商品開発チャレンジ補助金認定通知書（様式第4号）又は豊山町新商品開発チャレンジ補助金不認定通知書（様式第5号）により、認定申請者に通知するものとする。

（審査会）

第9条 補助金の認定について意見を聴くため、豊山町新商品開発チャレンジ認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、町長が指名する。

3 審査会の庶務は、まちづくり推進課が行う。

（認定内容の変更等）

第10条 第8条第3項の規定により補助金認定通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定内容の変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、直ちに豊山町新商品開発チャレンジ補助金認定内容（変更申請・中止届出・廃止届出）書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、軽微な事項の変更については、この限りでない。

（1） 豊山町新商品開発チャレンジ補助金認定通知書の写し

（2） 事業計画書（様式第2号）

（3） 見積書等の補助対象経費の金額の根拠となる書類

（4） 返礼品登録加算に該当する場合は、豊山町ふるさと寄附金返礼品の登録に係る誓約書（様式第3号）

（5） 前各号に掲げるもののほか町長が必要であると認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、認定内容の中止又は廃止の場合を除き、その内容を審査し、適当と認めたときは、第8条第1項の決定を変更し、豊山町新商品開発チャレンジ補助金認定内容変更等承認通知書（様式第7号）により、認定事業者に通知するものとする。

（交付申請等）

第11条 認定事業者は、認定事業が完了したときは、当該認定事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は認定事業が完了した日の属する年度の2月28日のいずれか

早い日までに、豊山町新商品開発チャレンジ補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書（様式第9号）
- (2) 領収書の写しその他補助対象経費に係る支出の内容が確認できる書類
- (3) 返礼品登録加算に該当する場合は、豊山町ふるさと寄附金返礼品に登録されたことが確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか町長が必要であると認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、豊山町新商品開発チャレンジ補助金交付決定通知書（様式第10号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 実績報告は、前条第1項の規定による交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

（補助金額の確定の通知）

第13条 補助金額の確定の通知は、第11条第3項の規定による補助金の交付決定の通知をもって、これに代えるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 第11条第3項及び前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、町長に豊山町新商品開発チャレンジ補助金交付請求書（様式第11号）を提出し、町長はこの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（認定等の取消し等）

第15条 町長は、認定事業者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第3項に規定する認定を取り消し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の認定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 虚偽の申請をしたとき。

（立入検査等）

第16条 町長は、補助対象事業の適正を期すために必要があるときは、認定事業者又は補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備しなければならない。

2 補助事業者は、前項の書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助対象事業完了後の調査)

第18条 町長は、補助対象事業完了後においても、補助事業者に対し、補助対象事業に係る事業の成果に関する調査を実施することができる。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	経費例
印刷製本費	パッケージ用ラベル印刷費、ポップ印刷費等
郵便料や配送料	切手代、配送料等
委託費	市場調査委託費、デザイン料等
開発費	システム開発費、試作費、実験費、設計費、コンサルタント料等
各種許認可取得や検査に要する費用	営業許可申請手数料、特許取得費等
原材料費	製品素材費等
機器の賃借料	機械レンタル料、機械リース料等
新商品の生産に直接必要となり、現在保有していない機器の購入費	調理器具購入費、製造機械購入費等
その他町長が必要と認めた経費	